

あなたのためだから 遺言の制度的エッセンスを知ろう

くらしの法務行政書士事務所
行政書士 田辺 晋

はじめに

まずお断りしておかなければならないことは、ここでの目的は、遺言書の作り方を指南することではないということです。遺言事項や遺言の方式・種類、遺言書が備えるべき形式などについては、この冊子ではほとんど説明していません。

遺言書の作成方法を具体的にお知りになりたいということであれば、詳しい内容の書籍やウェブサイトが数多く先行していますので、それらをご覧になることをお勧めします。

ここでの目的は、遺言という法制度の本質を理解して頂くことです。そこから更に一步進んで「よし！それなら私も書いてみよう。」と思って頂くことです。

人の死によって相続が開始されたとき、被相続人が遺言書を作成していないケースが多いのは、遺言というもののエッセンスがあまり理解されていないことに一つの原因があると考え

ています。

遺言は、誰にとっても非常に重要な意味を持つ権利です。だからこそ「十五歳に達した者は、遺言をすることができる。」(民法第961条)のです。

エッセンスをつかもう

遺言について説明した文章として多くみられるものに次のようなものがあります。

遺言の方式や種類、形式は民法（市民の経済活動や家族関係などについての基本的なルールを定めた法律）で厳格に定められている。

民法に定められた方式・種類とそれに応じた形式に合致しない遺言は、法律上無効になる。

遺言書に明記しても遺言事項以外の事らについては法的な効果は与えられない。

故人が独力で作成した遺言書が発見されたものの、書かれた文章の意味内容が不明確で、かえって遺族が混乱した。

遺言内容を関係者に口頭では伝えてあったものの、遺言書として残していなかったため、相続人の間で“争続”になってしまった。

遺言書を作成するには、それなりに人手と時間と費用がかかる。

家庭裁判所に出向くなど、遺言の執行に数カ月かかった。

私も、多くの場合、このような説明をしています。これらの文章は、断片的ではありますが、いずれも遺言というものの特徴

を捉えていて、良い意味で教科書的だからです。

とはいえ、断片的な説明文をこうして並べてみると、遺言をするには高度な法的専門性が身につけていなければならないかのようにも見えてきます。

遺言をするにあたっては、高い法的専門性が求められることは事実だと思います。「法的に有効な遺言書を専門外の人が作成するなんてこと100%無理です」となるとかなり言い過ぎですが、私としては、できるだけ専門家を関与させることを日頃からお勧めしています。

だからといって、「私は、法律には詳しくないから遺言なんてとって...」などと尻込みをしたり、遠ざけたりしなくてもよいのです。

断片々々をたくさん並べられると難しく見える遺言でも、そのエッセンスがわかれば、「よし！そういうことなら私もやってみよう」と思えるはずです。

生物的には遺言は無意味...？

ところで「遺言」とは何者なのでしょう。この社会でどのような役割を果たしているのでしょうか。

自身の死後に自らの遺志を実現させる意図で遺族などに遺志を伝達する法的手法。遺言については、おおむねこのような意味合いの説明がなされていると思います。

では、そのような手法が法制度として用意されなければならなかった理由はなんだったのでしょうか。「死んだあとのことなら生きている者たちが万事宜しく取り計らっておきますから、遺志なんて伝えてくれなくてもいいです」と言い放ってしまうならば、遺言のような手法は必要ないはずです。実際、故人の遺志が実現されるか否かは、生きている人たちの行動一つでどうにでもできてしまいます。遺志が実現されなかったところで故人が異議を申し述べることはありません。それ以前に、自らの遺志が実現されたか否かを確認することすら故人にはできはしないのです。

この事実は、生物的な観点からは当たり前すぎるほど当たり前です。それなのに、自らの死後のことについてまで言及させる機会を設けるのはなぜなのか。この点を考えることによって、遺言というもののエッセンスが見えてきます。

遺言事項

遺言のエッセンスを探る契機とするため、「遺言事項^{いごんじこう}」を一通りながめてみましょう。遺言事項とは、その実現に法律が助力してくれる事からのことです。遺言は法律によってその存立の基礎が与えられていますので、いかに遺言者の遺志といえども、法的に実現できる見込みのないこと（あるいは法的に解決することが適切でないこと）についてまでは、守備範囲が及ば

ないのです。例えば、遺言者が所有する不動産を特定の者に相続させるということであれば、法的な強制力を以って実現することができますが、家族仲良く云々ということになると、法律でどうこうできるものではありません。

さて、前置きが長くなりましたが、遺言事項には、次のものがあります。

相続に関すること

- ・ 相続人の廃除、廃除の取り消し
- ・ 相続分の指定又はその委託
- ・ 特定受益者の相続分の指定
- ・ 遺産分割方法の指定又はその委託
- ・ 遺産分割の禁止
- ・ 遺言執行者の指定又はその委託

相続人以外の者への遺産の承継等に関すること

- ・ 遺贈
- ・ 財団設立のための寄附行為
- ・ 信託の設定

身分上の行為

- ・ 子の認知
- ・ 未成年後見人の指定
- ・ 未成年後見監督人の指定

その他

- ・ 祭祀承継者の指定
- ・ 遺言執行者の指定又はその委託

それぞれの遺言事項の内容について、ここで詳細を知る必要はありません。遺言事項とされている事からは、死後の財産処分に重大な影響を及ぼすことばかりである点を感じ取っていただければ、それで十分です（遺言事項とされている身分上の行為であっても相続関係に重大な変化をもたらしますので、やはり、死後の財産処分に重大な影響を及ぼす事からなのです。）。

このように、遺言という法制度は、死後における財産処分に関することを重視していますが、それ以外の事からについては、とりあえず関心がないのです。

私的所有権の絶対性

なぜ、遺言という法制度が財産処分を重視するかといえば、それが私的所有権の絶対性*1 という考え方を淵源としているからです。

私的所有権の絶対性とは、所有物をどのように扱おうとも所有者のまったくの自由であるということです。所有物を自分で使おうと、誰かに貸そうと、タンスの奥にしまい込もうと、壊してしまおうと、売ってしまおうと、借金の担保に供しよう、

所有者の思う通りにできるのです。

このようなことについて、私たちは、家庭や学校での教育をとおして、あるいは経験的に習得していくため、当たり前すぎるほど当たり前だと考えています。あまりに当たり前すぎるので私的所有権が絶対である理由までは考えないのも無理はありません。

今日の私的所有権の観念は、17世紀イギリスの思想家であるジョン・ロック(John Locke 1632-1704)の社会契約モデルに端を発します。かなり乱暴ですが、要約に要約を重ねると、こういうことになります。

自然状態における人間*2は、自身の生命、身体、自由を所有していて、自らの身体を自由に動かして労働を投下することにより得た物資は、自らの所有物、つまり私有財産とすることができます。

農耕を例に挙げれば、土地を耕し(=労働を投下し)畑にします。畑に種を蒔き、作物を育て(=労働を投下し)収穫物を得ます。畑と収穫物は自らの労働を投下することによって得たものですから、自らの所有物(=私有財産)とすることができます。

こうして得た私有財産は、いわば、額に汗して働いたことに対する正当な報酬ですから、どのように扱おうとも所有者の自由です。他人に干渉されるいわれはありません。

さらに重要なのは、私的所有権は、自然状態における人間が有しているということです。自然状態は、まだ社会が形成されていない状態です。社会はなくても国家はなくても、私的所有権は観念されているのです。これは、私的所有権が自然法（永久に変わらない本質的なもの）に基づく権利であることを意味しています。慣習や権力といった社会的な仕組みや力であっても、私的所有権に対して不当な干渉・制限を加えることは許されません。

これが、私的所有権が絶対であるとされる理由です。今日の私有財産は、物のほかにサービスや情報などもありますが、これらについても根本的な考え方は同じです。

遺言と相続

所有物をどのように扱おうとも所有者のまったくの自由であるということは、ある人の所有物をどのように扱うのかを決められるのは、その物の所有者を措いて他にいないということです。たとえ親子兄弟姉妹といえども他の者が勝手に決めてしまうことは許されません。

私的所有権が絶対である以上、所有物をどのように使用・収益・処分するかについては、所有者自身が決める以外にありません。所有者が死した後にその者の私有財産を誰がどのように使用・収益・処分するかについても所有者が存命のうちに決め

ておかなければ、ほかの誰にも決め得ないのです。少なくとも原理的にはそうです。

「死者(=所有者)が残した財産は遺族分割というかたちで遺族(=所有者以外の者)が分配(=処分)しているではないか。所有物をどのように使用・収益・処分するかについては、所有者自身が決める以外にないというのはおかしな話なのではないか。」という声が聞こえてきそうです。

ある人の遺産を遺族の意思で分配するという行動は、遺産を故人の血縁者に引き継がせることを内容とした相続という手続きが制度として用意されて初めて正当化されます。「遺産はすべて国庫に帰する」という制度設計だってあり得るのです。そうした制度の下では、血縁者が遺産を引き継ぐことに正当性は認められません。遺産を遺族で分配することは当たり前のことだと思われがちですが、そうとも限らないということです。

このように、「死者(=所有者)が残した財産は遺族分割というかたちで遺族(=所有者以外の者)が分配(=(この例では)処分)」してよいか否かは社会における制度の作り方に左右されますが、私的所有権の絶対性はそうではありません。社会がなくても国家がなくても制度がなくても私的所有権は観念されるのです。このことに注意してください。

これを、遺言を含めた今日の相続制度に照らして言い換えてみると、

人の死によって相続が開始され、相続人たる血縁者で遺産を分割する。このとき、故人が遺言を残していれば、それを実現すべく法律が助力をする。

というのが比較的多くみられる相続と遺言についての説明なのですが、実はそうではなくて、

とにかく人間は死ぬのだということがわかっている以上、死後における所有物の扱いについて、所有者は自らの意思を示しておくのが筋である。そして、それは遺言という方式で行う。私的所有権は絶対であるから、遺言の内容は実現されるべきである。

図らずも遺言がないのであれば、遺産の扱いについては生きている人間に決めさせるしかない。そこで、故人の血縁者のうち一定の者を相続人として制度的に位置づけることとし、相続人の話し合いによって遺産の分配を決めさせることとした。

というのが、本来的な考え方であると私は考えます。

遺言は誰のため？

ここまで読んでいただければ、既にお気付きのことだとは思いますが、遺言は誰のために用意された制度なのでしょう。もちろん“^{あなた}所有者のため”です。

遺言の必要性を説く例として、「相続人間の紛争防止」「お世

話になった方への恩返し」「個人名義の事業用資産（農地、店舗、工場、自社株式など）の分散回避」などが挙げられることが多々あります。まるで、家族や支えてくれた周囲の人々のためにこそ遺言が必要であるかのように見えてしまいます。

しかし、これらは、必要性というよりも遺言をしようとする際の動機となるものと見た方がよいでしょう。相続人間の紛争防止等を動機として遺言をすることで自己の意思を実現しようとするのですから、遺言は誰のためにするのかと問われれば、それは“家族や支えてくれた周囲の人々のため”ではなく、あくまでも“^{あなた}所有者のため”です。

私有財産が労働に対する正当な報酬であるという原理を思い起こして下さい。あなたの所有物の行く末を決めておくことは、所有者である^{あなた}だけの権利です。「死んだあとのことは生きている人にお任せ致します」といった姿勢で臨んだのでは、自身の努力の成果ともいえる正当な報酬を自ら放り出すに等しいことになってしまうと思います。

どんどん書こう

遺言が“^{あなた}所有者のため”に奉仕するものであることがいまや明らかになりました。^{あなた}所有者の^{あなた}所有者による^{あなた}所有者のための遺言です。だれにも気兼ねする必要はないのです。あなたの所有物の行く末をはじめ、思ったことをどんどん綴っていきましょ

う。口頭でその思いを表明することもできますが、民法では、遺言は書面を以ってしなければならない(「遺言書」を作成すること)になっていますので、まずは紙に書くことから始めましょう。

本書の冒頭で記したとおり、「民法に定められた方式・種類とそれに応じた形式に合致しない遺言は、法律上無効」になることがあります。それはそれとして、まずは方式などに囚われることなく、思い立ったことをどんどん書いてみるのが大事です。

こうして所有者の思いを書き綴っていった紙は、おそらく法的に通用する形式を備えたものとはなっていないと思います。そこで、単に所有者の思いを書き綴っただけの書面と法律上の有効要件を満たした「遺言書」とを区別するため、ここでは前者を「遺言状」*3と呼んでおきましょう。

遺言状作りは、決して無駄なことではありません。遺言書は、ある日ある時唐突に書こうと思い立って書けるものではありません。日頃から遺言状を作りながら、いつでも遺言書にできるよう準備しておくのです。

財産がないから遺言はしない?!

「遺産」あるいは「相続財産」という一般的に用いられる表現からは、なにやら莫大な経済価値を内包したものでも持ち合

わせていない限り、遺言やら相続やらはまるで縁遠い話であるかのような印象を受けますが、そんなことはありません。

たとえば、日常の足である自動車。所有者が亡くなれば、愛車は主を失います。そうなってしまったときに、愛車を特定の個人に譲渡するのか、廃車してしまうのか、それは所有者にしか決められないことなのです。そして、決めたことを遺言書にしておけば、所有者の決断は実現されるであります。

所有者の死後における所有物の行く末について、所有者としての意思を示しておくことが遺言書を作成するうえでの重要な視点なのであって、所有物が（上の例でいえば自動車）が高価であるか否か、あるいは個々の所有物の集合である私有財産の経済価値が大きいか否かといった視点は、実は本質的なものではありません。所有物の経済価値が大きくても小さくても、何物かの所有者であれば、遺言書も、その下書きともいうべき遺言状もどんどん書いてよいし、書いておくべきです。

付言事項

ところで、遺言という法制度は、死後における財産処分に関することを重視していますが、それ以外の事からについては、とりあえず関心がない、ということをおぼせました。とりあえず関心がないのであって、まうたく関心がないのではないのです。そこで登場するのが「付言事項」です。

付言事項は、遺言事項に記した内容を決断するにあたっての遺言者としての視点や考え方などを記すのが通常ですが、要するに何を書いてもよいのです(法律上も遺言書記載禁止事項なるものはありません。ただ、公序良俗に反することや特定個人に向けた誹謗中傷などは避けるべきでしょう。)

財産処分に直接の関わりもたない事らについても、遺言状として書き綴っておけば、あとで必ず役に立ちます。

遺言書の作成

遺言が“所有者のため”に奉仕するものであること、遺言にあたって財産の多寡は気にしなくてよいこと、死後の財産処分と関係のないことでも遺言書にかけることなどを明らかにしてきました。

あなたの所有物の行く末をはじめ、思ったことをどんどん遺言状として綴っていきましょう。

前にもふれましたが、遺言状作りは、決して無駄なことではありません。遺言書は、ある日ある時唐突に書こうと思いつて書けるものではありません。日頃から遺言状を作りながら、いつでも遺言書にできるよう準備しておくのです。

遺言書を作成するには、高い法的専門性がどうしても求められます。遺言者の安心と遺言事項の実現のため、できるだけ専門家を関与させることを日頃からお勧めしています。

ご自身の遺言書にどんなことを書けばよいのか。それは、日頃の遺言状の作成をとおして、ご自分なりの考えや希望が十分に整理できていると思います。それまでに書きためた遺言状を持って専門家と相談すれば、あなたにとって最適な遺言書ができるに違いありません。

参考：法定相続分についての誤解

民法で相続割合が次の表のように定められていることは一般によく知られています。これを法定相続分と言います。

【表：法定相続分】

被相続人と相続人の関係	相続割合
配偶者・子	配偶者 1/2・子 1/2
配偶者・親	配偶者 2/3・親 1/3
配偶者・兄弟姉妹	配偶者 3/4・兄弟姉妹 1/4

法定相続分をめぐっては、「放っておいてもこの割合で自動的に相続される」、「この割合で強制的に相続させられる」、「この割合で各相続人の取り分が保障されている」などの誤解もあるようです。

どの財産を誰にどれだけ引き継がせるのかは、第一義的には財産所有者が自由な意志に基づいて決めることです。遺言書を作成する際には、法定相続分は一切考慮しなくても差し支えありません*4。反対に、法定相続分に従って相続させることを望むのであれば、それを遺言事項とした遺言書を作成すべきです。

遺言書がない（つまり、法律上の方式を備えたかたちで財産所有者の意思が示されていない）場合には、第二義的にすべての相続人が話し合って遺産の継承を決定します。このとき、法

定相続分が法的強制力を発揮することはありません。遺産は私有財産ですので、その処分等については、私人が自律的に決定すべきだからです。話し合いの結論として法定相続分とは全く異なる相続割合になっていたとしても、それは当事者間の自律的合意に基づく結果ですので、法律が口出しをする筋合いはありません。

相続人による話し合いに決着がつかないときは、第三義的に家庭裁判所による調停または審判の制度を利用して遺産分割を決定します。法定相続分は、家庭裁判所が調停等を進めるうえでの重要な判断材料としての役割を果たすこととなります。

注釈

*1 私的所有権の絶対性

私的所有権の絶対性は、市民の経済活動に関する法制度を確立する上での基本的な理念を示したものであって、所有権の行使であれば何をしてもよいとの趣旨では決してない。所有権といえども乱用が許されないことはもちろんのこと、公益等の観点から様々な制限を受ける。民法は、第1条第3項で「権利の濫用は、これを許さない。」と規定するとともに、第206条で「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。」(傍点筆者)と規定し、この点を明らかにしている。

*2 自然状態における人間

国政の起源等について論ずる過程で用いた理論上の仮想人間モデル。権力、身分、階級、貧富など現実社会が人間に及ぼす事象をすべて捨て去った状態(自然状態)における人間像。自然状態における人間は、社会的束縛や格差から解放されているという意味で自由であり平等である。

人間が手にすることのできる物資は有限であると考えたトマス・ホブズ(Thomas Hobbes 1588-1679)の自然人モデルと異なり、人間が労働(ロックが生きた当時は主として農耕)

を投下することによって、物資（特に食糧）を無限に増やすことができるという知る人間像である。

*3 遺言状

日常語では、「遺言状」と「遺言書」とは同じものを指していると考えるのが通常であろう。本書では意図的に両者を使い分けているが、この使い分けは一般的なものではない。

*4 法定相続分は一切考慮しなくても差し支えありません

相続の制度目的に遺族の生活保障や財産形成における近親者の貢献度評価が含まれている以上、私的所有権が絶対だからといって遺言者の意思を相続人に対して一方的に強要することは適当でない。

そこで、民法は、一定の相続人について遺留分減殺請求権を与えて制度的均衡を図っている。

参考文献（発行年順）

- 『フランス革命小史』河野健二 岩波書店 1959
- 『政治学史』福田歓一 東京大学出版会 1985
- 『悪の民主主義』小室直樹 青春出版社 1997
- 『法学入門 [第5版補訂版]』末川博 有斐閣 2001
- 『痛快！憲法学』小室直樹 集英社インターナショナル 2001
- 『親族・相続[補正2版]』伊藤真 弘文堂 2005
- 『民法 [第3版]総則・物件総論』内田貴 東京大学出版会 2005